

令和 8 年度群馬県 Google マップ利用・登録促進のための研修会事業  
委託仕様書

1. 事業名

令和 8 年度群馬県 Google マップ利用・登録促進のための研修会及び伴走支援事業

2. 事業の目的

県内事業者を対象とした研修会を開催し、Google マップ掲載情報を最新化することによる来訪者の満足度向上を図るとともに、Google マップビジネスオーナーへの登録及び多言語情報登録を促進することで、特にインバウンド観光客の周遊及び県内観光における満足度向上を図る。また、研修会後に、外国人誘客のためのパートナー施設（以下県内パートナー施設）向け伴走支援を行うことで研修をより効果的なものとする。

3. 本事業対象者

<研修会>

県内事業者（業種等は問わない）

<伴走支援>

県内パートナー施設（希望者）

県内でインバウンドに関心のある観光事業者等をパートナー施設として登録：R8 年 6 月現在 248 者  
（（内訳）宿泊施設：120 件、飲食施設：38 件、体験施設：62 件、その他：28 件）

4. 企画募集内容（業務内容）

（1）県内事業者向け研修

本研修会は、県内事業者における Google マップの利用・GBP 登録促進を図り、県内のインバウンド受入体制の底上げを図るもの。

【実施時期】令和 8 年 9 月頃、10 月頃想定（最低 2 回以上実施）

【開催方法】提案による ※現地・オンラインのハイブリット開催等、県内事業者が幅広く参加可能な形式、回数、時期等を提案すること。

【研修テーマ】Google マップ GBP 登録・利用促進

【開催時間】各回 1 時間程度を想定

【研修対象】県内事業者

【研修内容】

- ・県内事業者を対象に、Google マップの活用について初歩的な内容から、実際の運用方法及び、ビジネスオーナーへの登録方法、多言語情報登録方法等、Google マップを活用するうえで必要となる基本的な内容及び最新のテーマを含む研修会を開催すること。また、ビジネスオーナー登録や多言語情報登録に関するマニュアルや手引きを作成すること。なお研修資料がマニュアルや手引きとしてそのまま利用可能な場合、作成を省略できるものとする。

※ 専門的なノウハウや最新のトレンド（MEO 対策やインバウンド動向等）を踏まえた、より効果

的かつ先進的な内容を提案すること。

(参考) 令和7年度カリキュラム例

実施時期	テーマ	内容
2月上旬	インバウンド対応の基礎講座 開催場所：県庁 32 階官民 共創スペース NETSUGEN	インバウンド対応の基本的な考え方
		群馬県のインバウンドの傾向、最新状況
		(現地のみ) 参加者・講師交流会
2月中旬	インバウンド対応の実践講座 開催場所：県庁 32 階官民 共創スペース NETSUGEN	多言語化対応の考え方・事例紹介
		リスクマネジメント (トラブル・風評被害対応 等)
		(現地のみ) 参加者・講師交流会

- ・提案書作成にあたっては、具体的な研修内容や講師の実績等を提案すること。
- ・研修後に質疑応答の時間を設けること。
- ・研修会開催に必要な資料や研修会周知のための広報資料 (チラシ等) を準備すること。
- ・県が実施する広報 (HP 掲載等) に加え、受託者のネットワークや多様な媒体を活用した、効果的な集客手法を提案すること。
- ・参加者募集は県が行うが、参加申込者のリスト管理や研修会当日までの案内を行うこと。
- ・研修会開催にかかる全ての環境を手配するとともに、一切の経費を事業費に含めること。
- ・研修内容は県の承認をもって正式に決定すること。
- ・研修会開催後にはアンケートを実施し、参加者の満足度を図るとともに、今後のニーズを把握すること。

## (2) パートナー施設向けビジネスオーナー登録伴走支援及び登録情報設定支援

希望をする県パートナー施設向けに当事業で実施した研修内容の伴走支援を行う。

【実施時期】 研修会後順次

【実施方法】 個別訪問 (現地支援) または個別オンライン支援等の効果的な方法を提案すること。

※希望するパートナー施設がとりまとまり次第、各エリアでの実施を想定しているが、より多くの施設が伴走支援を受けられる方法等を提案すること。

各エリア：県央、西部、東部、吾妻、利根沼田エリアを想定

【実施対象】 パートナー施設希望者 (20 事業者程度を想定)

【実施内容】 希望するパートナー施設に対し、現地または、個別オンライン等で Google マップビジネスオーナー登録の伴走支援及び、多言語情報登録に対する支援を行う。

※その他、パートナー施設のインバウンド受入体制が整うような伴走支援の提案を行うこと。

- ・伴走支援に必要な資料や周知のための広報資料 (チラシ等) を準備すること。
- ・受託者のネットワークや多様な媒体を活用した、効果的な広報手法を提案すること。
- ・参加者募集は県が行うが、参加申込者のリスト管理や伴走支援当日までの案内を行うこと。
- ・伴走支援にかかる一切の経費を事業費に含めること。
- ・伴走支援の内容は県の承認をもって正式に決定すること

### (3) 研修会アーカイブ配信

当事業で実施した研修会について動画データを作成し、以下の対応を行う。

- ・各会実施後、速やかに動画データを県に供出すること。(提出方法：USBメモリ等)
- ・県と協議し、県公式YouTube・ホームページ等で公開すること。
- ・人物が写り込む場合は、肖像権に関する必要な手続を行うこと。
- ・データ形式は、YouTubeにアップロード可能かつ一般的なパソコンで再生できるものとする。

### 5. 設定すべき目標値 (KPI)

本事業の成果を測定するため、受託者は以下の目標値を達成、または上回るよう事業を執行すること。また、これらを達成するための具体的なアプローチを提案書に明記すること。

- ① 研修会受講者満足度：アンケート回収者のうち、「満足」「概ね満足」の割合 85%以上 を達成すること。
- ② 伴走支援実績：実際にビジネスオーナー登録や情報設定の支援を完了したパートナー施設数を 20 者以上 確保すること。
- ③ 上記に加え、受託者が独自に設定する意欲的な KPI (例：研修参加者数、多言語登録完了数など) があれば提案すること。

### 6. 実績報告書の提出について

事業が完了したときは速やかに実施報告書を作成し電子データで提出すること。

### 7. その他留意事項

- (1) 受託者は、委託事業の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを群馬県に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、群馬県と密に連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、確認を得て、その内容を遵守すること。
- (3) 事業の実施内容については、群馬県と十分調整を行うこと。
- (4) 委託業務の成果品の所有権及び著作権は、群馬県に帰属するものとする。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により群馬県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うこと。
- (8) 受託者は、本事業にあたり、群馬県や関係行政機関等との打合せに際して、必要に応じて出席し、表示内容等について説明等を行うこと。これに係る資料について群馬県から依頼された場合は、受託者の負担において用意すること。
- (9) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、すべて契約金額に含めるものとする。
- (10) 委託契約に当たり、契約書及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞

なく群馬県と協議を行うこと。